

菊川市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、菊川市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴定員)

第2条 傍聴者の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴者の定員を定めることができる。

3 傍聴希望者が、前2項に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴者を決定するものとする。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、開場から会議開始10分前までの間に行うものとする。ただし、会議開始10分前までに、傍聴者が前条に規定する定員に満たない場合においては、総合教育会議は、同時刻以後に傍聴を希望する者に対し、傍聴を許可することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、氏名及び住所を受付簿に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器、刃物その他の危険物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりその他これらに類する物を携帯している者

(4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴しなければならない。

2 傍聴者は、傍聴する際は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 静粛にし、かつ、会議における言動に対して拍手その他の方法で賛否の意思表示をしないこと。

(2) 騒ぎ立てないこと。

(3) 示威的行為をしないこと。

(4) 飲食をしないこと。ただし、総合教育会議が認める場合は、この限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなる行為をしないこと。

3 傍聴者は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、あら

はじめ総合教育会議の許可を得た者は、この限りではない。

- 4 前3項に定めるもののほか、傍聴者は、総合教育会議の指示に従わなければならない。

(傍聴者への配布資料等)

第6条 傍聴者には、会議次第、協議・調整を行う事項等を記載した資料その他総合教育会議が必要と認める資料を配布するものとする。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、総合教育会議において、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

- 2 総合教育会議は、傍聴者がこの要領に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場させることができる。

(報道関係者の取扱い)

第8条 報道関係者については、第2条及び第3条の規定は、適用しない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要領は、平成27年5月25日から施行する。